

地域密着型通所介護について

平成 27 年の介護保険法の改正により、平成 28 年 4 月以降、定員 18 人以下の小規模型通所介護が「地域密着型通所介護」に移行し「運営推進会議」に開催が義務づけられました。

県主導→市町村主導へ

「運営推進会議」はおおむね 6 ヶ月に 1 回以上「運営推進会議」に対し活動状況を報告し、運営推進会議の評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望・助言を聞く機会を設けなければならない。」と定められており、会議録の作成・公表が義務付けられています。

地域への協力・地域からの協力

まごころ塩釜（特定非営利活動法人まごころサービス塩釜センター）について

- 「愛・忍耐・技術」を基に「地域に根ざした人間ケア」を提供し、すべての人が健やかに暮らせる地域社会づくりに寄与する
- 平成 7 年 10 月に日本ケアシステム協会「まごころサービス塩釜センター」を立ち上げる
- 平成 13 年に NPO 法人を取得する
- 特定非営利活動法人まごころサービス塩釜センターを設立
- 平成 14 年より居宅介護サービス事業に参入する(事業所名:まごころ塩釜)
- 同時期、アパートの 1 室でミニデイサービス「まごころの家」を開始
- 平成 15 年より障がい者福祉の分野に参入
- 平成 17 年センター名を日本ケアシステム協会「まごころサービス塩釜センター」から日本ケアシステム協会「まごころケア塩釜」に変更
- 平成 19 年に一般住居を改修した小さなデイサービス「まごころ塩釜」を開始
- 介護保険で補えない部分を「まごころケア塩釜」のまごころケア事業として活動
- 「お互い様！」の気持ちを忘れず、住み慣れた地域で共に助け合い、生き生きと暮らせるようにとスタッフ一同で活動しております

